

〈 入札公告兼入札説明書 〉

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和8年1月22日

神奈川県内広域水道企業団
企業長 城 博 俊

1 一般競争入札の内容

神奈川県内広域水道企業団用地（駐車場）の一時貸付

2 貸付物件

（1）入札物件

「別紙 1 企業団用地（駐車場）一時貸付物件一覧」のとおり 7件

* 申し込みは物件ごとになります。

* 入札書には**1か月間の貸付料（税抜き）**を記入しますが、契約金額は、3年間の貸付料総額税込みとなります。

* **指定用途は月極駐車場**とし、コインパーキング等の時間貸駐車場として使用することはできません。

（2）貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ただし、貸付物件の管理状況により神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が引き続き貸付けることが妥当であると判断した場合、さらに3年間の延長を認める場合があります。なお、更新を希望する場合は、貸付期間の満了する6か月前までに企業団と協議してください。

3 競争入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争入札参加資格確認申請期限（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止措置期間中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- （4）国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (5) 入札参加資格の確認をする日前6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本入札公告兼入札説明書に定める条件及び法令等を遵守し、月極駐車場として平置駐車場施設を貸付期間中継続して、営業・運営する事業を行う能力を有する者であること。
- (8) 駐車場事業の運営実績（人材派遣のみを除く）を直近2年以上有する法人であること。
- (9) 神奈川県内もしくは東京都町田市に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。
- (10) 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例（平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号）第2条第2項から第4号（以下「暴力団等」という。）に該当しないもの及びこれらのものと密接な関係を有しない者であること。
- (11) 下記「5 競争入札参加資格確認申請」に記載する競争入札参加資格確認申請に必要な書類を提出できること。

4 契約上の条件

(1) 貸付物件の指定用途

貸付物件は、駐車場事業（月極）の用途に供さなければなりません。なお、貸付は道路交通法上の普通自動車で車両総重量が2.1t以下のものに限ります。

(2) 禁止事項

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地として利用することができないほか、上記「（1）貸付物件の指定用途」に定める用途以外に供することはできません。

イ 貸付物件に建物を建築することはできません。

ウ 貸付に基づく賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

エ 貸付物件を第三者に転貸することはできません。

(3) 実地調査等

ア 企業団が貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず企業団に協力しなければなりません。

イ 貸付物件に関する近隣及び駐車場利用者等への対応は、借受者が一切の責任で行うものとします。

ウ 貸付物件内での事故はすべて借受者と当事者での協議とします。

エ 上記に発生する費用はすべて借受者の負担とします。

(4) 既存契約者の取扱い

入札物件には、現在の借受者との間で駐車場利用契約を締結している利用者がいます。利用者の利便性に配慮し、令和8年4月1日から6か月間は令和8年3月31日時点での利用者との間で締結されていた契約内容と同一のものとすることを条件とします。ただし、利用者から解約の申入れがあった場合、又は同期間中に利用者が契約内容の変更に同意した場合はこの限

りではありません。そのため駐車場利用者と契約継続の同意を得るなどの必要な手続きを現借受者と協議してください。

(5) 整備の取扱い

- ア 貸付期間満了による場合及び貸付期間中に借受者の責により契約を解除された場合は、企業団が承認する場合を除き、借受者が設置した車止め等は借受者の負担において、原状回復をしてください。
- イ 現駐車場からの改修（路面の整備・区画割り、車止めの設置等）及び契約期間満了時に原状回復に要する期間も貸付期間に含みます。
- ウ 駐車場事業に係る整備、維持管理、修繕等の費用については、借受者の負担とします。
- エ 貸付物件における除草剤等の薬品の使用を禁止します。

(6) 運営の取扱い

- ア 借受者は、対象駐車場内の安全を十分確保してください。
- イ 駐車場における事件、事故及び苦情等トラブル等が発生した場合、借受者と駐車場利用者等が直接対応できるよう運営するとともに、迅速・誠実に対処してください。
なお、事件、事故及び苦情等については直ちに企業団に報告するものとします。
- ウ 借受者は、契約締結後に改めて安全対策、苦情対応・緊急連絡体制等について書面で企業団に提出し、了解を得て下さい。
- エ 対象駐車場に、車止めやフェンス、照明機器等が存置されている場合は、それを含めて貸付します。
なお、照明機器等の光熱水費に関する費用及び電球等の取替費用を含む駐車場事業にかかる経費の一切は、借受者が負担するものとします。ただし、構造的に直接負担することができない場合には、企業団と協議の上、請求に基づき実費相当分を負担するものとします。
- オ 対象駐車場の照明設備等の保守、場内の清掃、除草等に関する維持管理について、契約締結後改めて維持管理についての計画書を企業団に提出してください。
- カ 災害等により緊急対策として企業団が必要と認めるときは、駐車場の利用を制限することができるものとします。この場合、借受者は企業団に協力するものとします。
- キ 契約切れ等による長期放置車両が出ないよう借受者は、駐車場の管理について、十分注意を払うとともに、借受者の負担において、撤去手続きをとるものとします。

5 競争入札参加資格確認申請

本入札の貸付物件について、入札参加希望者は、現地の現況及び利用制限等について参加申込前に必ず十分な物件の調査、確認をしてください。

入札参加希望者は、(3)提出書類に記載された書類を期限までに提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、郵送による提出も認めます。また、提出書類は返却いたしません。

期限までに入札参加資格の確認申請を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該の入札に参加することができません。

また、虚偽の申請を行った者は、入札に参加できなくなるほか、神奈川県内広域水道企業団指名

停止措置要領に基づく指名停止の措置をとることがあります。

(1) 受付期間

令和8年1月23日(金)から令和8年2月2日(月)まで

※持参の場合は、受付時間は午前 9時00分から午後4時45分まで(正午から午後1時までを除く)です。

なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁日につき、受付は行っていません。

(2) 提出先

横浜市旭区矢指町1194番地

神奈川県内広域水道企業団

三ツ境庁舎 建設部 建設課 管理・用地グループ

(3) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

ウ 代表者の印鑑証明書

エ 国税の納税証明書(直近2年分)

(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書)を提出すること。

オ 法人住民税の納税証明書(直近2年分)

カ 財務諸表の写し(直近2年分)

キ 同種業務実績届

ク 委任状

契約締結者を代表取締役等から支店長等に権限を委任する場合に提出が必要となります。

また、委任状を提出することによりアの申請書も受任者名義で提出することができます。

入札に対する委任状ではありません。

ケ 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例に係る誓約書

*上記ウからオは発行後3か月以内のものを提出してください。

※同時に複数の物件の申し込みをする場合は、2件目以降の確認申請書には上記ア、ク以外の書類は省略することができます。

6 競争入札参加資格確認等

参加資格が有ると認められる時は、申請書に受付印を押印したものの写しを交付しますので、入札当日に持参してください。

なお、競争入札参加資格「有」とされた場合でもその後に行う「神奈川県警察本部に照会」において、暴力団等に該当するとなつた場合は、入札参加資格を取り消します。

7 入札保証金

(1) 入札保証金は、「別紙 1 企業団用地(駐車場)一時貸付物件一覧」の物件番号のとおりとし、

令和8年2月18日(水)までに企業団から送付される「納入通知書」により出納取扱金融機関(横浜銀行本・支店)に納付しなければなりません。

- (2) 落札者が本件契約を締結しない場合は、入札保証金は、企業団に帰属することになります。
- (3) 落札されなかつた方が納付した入札保証金については、返還いたします。返還手続きは口座振替依頼書に記載された金融機関への口座振込みにより返還いたします。返還される入札保証金に利息は付しません。
- (4) 返還までに2週間以上かかる場合があります。

8 入札

(1) 入札方法

入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、貸付期間の月額(税抜き額)を記入してください。

(2) 入札、開札日時及び場所

- ア 入札日 「別紙 1 企業団用地(駐車場)一時貸付物件一覧」のとおり
令和8年2月19日(木)又は令和8年2月20日(金)
 - イ 受付時間 各物件の入札書提出期限の15分前から
 - ウ 入札受付場所 企業団三ツ境庁舎 1階 ラウンジ (Meeting room L-1前)
 - エ 入札書提出期限 「別紙 1 企業団用地(駐車場)一時貸付物件一覧」のとおり
 - オ 開札 各物件の入札終了後直ちに
 - カ 開札場所 企業団三ツ境庁舎 1階 Meeting room L-1
- * 受付終了後、Meeting room L-1に移動し入札をしてください。

(3) 入札時に持参する書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書の写し(受付時に企業団の受付印が押印されたもの)
- イ 入札書
- ウ 入札保証金を納付した納入通知書原本(領収印の押されているもの)
入札受付時に原本に押印されている領収印の確認後、返却いたします。
- エ 入札保証金納付確認申請書兼入札保証金返還請求書
- オ 口座振替依頼書(7(1)の納入通知書に同封します。)
- カ 委任状
- キ 受付時に申請者又は入札代理人の方の本人を確認できるものを提示してください。
(*入札書等は必要に応じコピーをしてください)

(4) 入札の注意事項

- ア 入札は、定刻に遅れると失格になります。
- イ 入札執行回数は、原則1回とします。
- ウ 郵便による入札は認めません。
- エ 入札参加者以外のMeeting room L-1への入室はできません。また、会場のスペースの関係上、入室できる者は各入札参加者を各社1名までとします。
- オ 封筒に封入して入札箱に投入してください。

カ 入札代理人による場合は、事前に委任状を提出してください。なお、この場合においても記名押印が必要です。

キ 入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

9 質問事項の提出等

本入札に関して質問がある場合は、次のとおり提出をしてください。

(1) 質問受付期間

令和8年2月3日(火)から令和8年2月10日(火)17時まで

(2) 提出方法

質問書(別紙様式)によりE-mail又はFAXにて提出してください。なお、質問回数は2回までとします。

E-mail : youchi-shinsei@kwsa.or.jp

FAX : 045-363-2164

(3) 質問書の回答

提出のあった質問は令和8年2月13日(金)までに企業団ホームページに掲載します。

企業団ホームページアドレス

(<https://www.kwsa.or.jp/>)

10 落札者の決定

開札の結果、予定価格以上で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者とされた者が無効とされる行為をした場合には、その入札を無効とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上いた場合は直ちに「くじ」によって落札者を決定し、くじ引きを辞退することはできません。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札した場合は、その場で落札者名及び金額を公表します。また、企業団ホームページに落札者名及び金額を公表しますので、入札参加者はこのことを了承のうえ申し込みをしてください。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約月額賃料の4か月分を契約締結と同時に納付しなければなりません。
ただし、入札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、その差額分を納付することになります。
- (2) 契約保証金は、本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (3) 借受人が本件契約上の義務を履行しないときは、企業団は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、企業団に帰属することになります。

13 貸付料について

貸付料の算定は、落札金額×12か月×1.1（消費税及び地方消費税）=年額として各年度の貸付料を算定し、貸付料総額（3年分）を契約金額とします。年額については、企業団の発行する納入通知書により記載の期限までに納付しなければなりません。ただし、納期限が出納取扱金融機関の休日にあたる時は次の営業日を納期限とします。

14 一時貸付物件の引渡し等

一時貸付物件は、現況有姿の状態で引き渡します。なお、借受人が直前の貸付期間における借受人と異なる場合は、必要に応じて、原状回復に関する協議を行ってください。

15 その他

（1）落札者が契約締結までに「3 競争入札参加資格」に掲げた競争入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

（2）契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。契約締結者名は、申請書を申請した名義になります。

なお、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約書の作成に要する費用は、落札者（借受人）の負担とします。

（3）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

- ア 条件として示した競争入札参加資格を満たさない者のした入札
- イ 入札関係書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- エ 予定価格未満の金額の入札
- オ 入札事項が記載されていないもの又は所定の数字をもって金額が表示されていない入札書
- カ 入札者の記名押印のないもの及び記載事項が不明確な入札書
- キ 同一事項の入札につき2通以上の入札した者の入札
- ク 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 入札保証金の納付のないものが行った入札
- コ 指定日時に入札書を提出しなかった入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

（5）落札者が落札決定のあった日から10日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

（6）異議の申立

入札を行った者は、入札後、この入札公告兼入札説明書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(7) 公正な入札の確保

公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、入札の執行を延期若しくは取り止めことがあります。

(8) 落札に至らなかった物件の一時貸付

ア 入札物件について、参加者がいない場合や落札者が決まらない場合、先着順により申込み(予定価格以上の金額を提示)を次のとおり受け付けることとします。なお、申込みの資格は「3 競争入札参加資格」と同様とし、契約条件等は「4 契約上の条件」他、本公告と同様とします。

イ 受付期間：令和8年2月26日(木)～令和8年3月5日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日は除く)

ウ 提出先 5 競争入札参加資格確認申請(2) 提出先と同様

エ 提出書類 5 競争入札参加資格確認申請(3) 提出書類と同様

(9) 先着順の場合、1日単位で締め切ります。同日に申込者が複数あるときは、最高の貸付料を提示したものと契約を締結します。なお同額である場合は「くじ」により決定することとします。

(10) この公告に規定のない事項については、地方自治法、同施行令、神奈川県内広域水道企業団契約規程等の関係諸法令に定めるところによります。

(11) 公告についての問合せ先

〒241-8525

横浜市旭区矢指町1194番地

神奈川県内広域水道企業団 建設部 建設課 管理・用地グループ

TEL 045-363-3073

FAX 045-363-2164